

所定疾患施設療養費（Ⅰ）算定状況の公表について

介護療養型老人保健施設天生

介護老人保健施設において、利用者の医療ニーズに適切に対応する観点から所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の算定要件を満たした場合に評価されることになっております。また、厚生労働省大臣が定める基準により治療の実施状況及び算定状況について公表することと定められております。

【算定要件】

- 1.対象となる利用者の状態は以下の通りです。
 - ①肺炎
 - ②尿路感染症
 - ③带状疱疹
 - ④蜂窩織炎
 - ⑤慢性心不全の憎悪
- 2.上記で治療が必要となった利用者に対し、治療管理として投薬・検査・注射・処置等が行われた場合に1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定するものであること。
- 3.肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。
- 4.慢性心不全の憎悪については、原則として注射又は酸素投与等の処置を実施した場合のみ算定できるものとし、常用する内服薬を調整するのみの場合は算定できないこと。
- 5.診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても同様に医療機関で行われた検査・処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載すること。
- 6.算定開始後は、治療の実施状況について公表すること。また公表にあたっては、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

【主な治療内容】

肺炎	胸部 X-P・血液検査・尿検査・血中濃度の測定などの診断結果を基に、抗生剤（内服・点滴）・酸素吸入・水分補給（経口・点滴）など適宜必要な治療を行う。
尿路感染症	尿検査の診断結果を基に、抗生剤（内服・点滴）・水分補給（経口・点滴）など適宜必要な治療を行う。
带状疱疹	診断結果を基に、抗ウイルス剤（内服）・軟膏処置など適宜必要な治療を行う。
蜂窩織炎	診断結果を基に、抗生剤（内服・点滴）など適宜必要な治療を行う。
慢性心不全の憎悪	診断結果を基に、利尿剤等の点滴注射・酸素投与など適宜必要な治療を行う。

【前年度（2024 年度）実施状況・算定状況】

[illegible]